**入浴施設自主管理手引書（例）**

１　衛生管理責任者　＜氏名　○○○○＞

【役割】 ・衛生管理（改善）計画の作成

　　　　 ・衛生管理従事者に対する業務内容の徹底

　　　　 ・衛生管理状況の確認

２　点検表等の作成及び掲示

（１）換水、清掃、消毒、水質検査等の衛生管理を適正に行うため、点検表を作成し、定期的に確認を行う。

（２）点検表等は利用者から説明を求められたときに説明するため、また、保健所等からの求めがあった場合、速やかに提出できるよう整理したうえで一定期間保存する。（残留塩素濃度測定の記録、水質検査結果は検査日から３年間保管する。）

（３）利用者に施設の衛生管理状況が分かるよう、入浴施設の構造と併せ、水質検査結果成績書、点検表等を利用者が見やすい位置（ロビー、受付、脱衣室等）に掲示する。

３　入浴施設の管理

（１）浴槽水は、原湯又は十分にろ過した湯水により常に満杯状態に保ち、かつこれらの湯水を十分に供給することによって溢水させ、清浄に保つ。（残留塩素濃度測定時に確認）

（２）上がり用湯及び上がり用水は清浄で十分な量を供給する。(残留塩素濃度測定時に確認）

（３）浴槽水の消毒は、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を0.4mg／ℓ程度に保つ。

（４）温泉の泉質等のため上記の塩素消毒ができない場合は、オゾン殺菌、紫外線殺菌、銀イオン、銀・銅イオンなどにより消毒を行う。この場合、温泉の泉質等に影響を与えない範囲で、塩素消毒を併用する。（オゾン殺菌、紫外線殺菌等の効果については、レジオネラ属菌の検査を行い、あらかじめ検証しておく。）

（５）うたせ湯、シャワーに循環水を使用しない。また、気泡発生装置等に毎日完全換水以外の浴槽水を使用しない。

（６）入浴者の循環水の誤飲を防ぐための措置（掲示等）をとる。

（７）貯湯タンクの湯温は、６０℃以上に保つ。かつ最大使用時においても５５℃以上に保つ。これにより難い場合は、貯湯槽内の湯水の消毒又は定期的に生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行う。

（８）貯湯槽と浴槽を結ぶ配管の清掃、消毒を定期的に実施する。

（９）洗い場の湯栓やシャワーへ送る湯水の温度の調整に使用する設備（調節箱）は定期的に清掃する。

(10)系統毎の実施項目

　①○○循環系統（連日使用型浴槽）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施項目 | 実施時期（頻度） | 実施者 |
| ○浴槽の清掃、浴槽水の換水 | 毎週○曜日（１週間に1回以上） | 担当（　　　　） |
| ○浴槽水の消毒  　・残留塩素濃度の測定と結果記録  　　（塩素注入量の調整） | 毎日○時、△時、□時、◇時  （営業時間中は0.4mg／ℓ） | 担当（　　　　） |
| ○消毒装置（塩素自動注入器）の確認  　・薬剤残量の確認と注入弁の清掃  　・機器点検 | 毎日　営業終了後  例）毎月○日 | 担当（　　　　）  業者依頼  （　　　　　　） |
| ○循環ろ過装置の清掃  　・ろ過器の逆洗浄  　・ろ材の交換 | 毎週○曜日（１週間に1回以上）  例）毎年○月、△月、□月、△月 | 担当（　　　　）  業者依頼  （　　　　　　） |
| ○循環系統の清掃  　・集毛器の清掃（・消毒）  　・循環配管（ろ過器含む）の消毒  　・循環配管の生物膜除去  　・循環ろ過装置の機器点検 | 毎日　営業終了後  毎週○曜日（１週間に1回以上）  毎年　○月（1年に1回以上）  例）毎月○日 | 担当（　　　　）  担当（　　　　）  業者依頼  （　　　　　　）  業者依頼  （　　　　　　） |
| ○回収槽の清掃  （回収槽水を浴用に供する場合）  ・回収槽内部の壁面の清掃・消毒  ・回収槽水の消毒 | 例）毎週○曜日（頻繁に行う）  残留塩素濃度常時0.4mg／ℓ以上 | 担当（　　　　）  担当（　　　　） |
| ○水質検査の実施  　・浴槽水    ・原湯、原水、上がり用湯、上がり用水（水道水以外の場合） | 毎年○月、△月(1年に2回以上)  毎年○月（１年に1回以上） | 業者依頼  （　　　　　　）  業者依頼  （　　　　　　） |
| ○水位計配管の消毒 | 毎週○曜日（１週間に１回以上） | 担当（　　　　） |
| ○シャワーの確認  　・通水  　・ヘッドとホースの点検  　・ヘッドとホースの洗浄・消毒 | 毎週○曜日（１週間に1回以上）  毎年○月、△月(1年に2回以上)  毎年○月（１年に1回以上） | 担当（　　　　）  担当（　　　　）  担当（　　　　） |

　②△△循環系統、□□循環系統（毎日換水型浴槽）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施項目 | 実施時期（頻度） | 実施者 |
| ○浴槽の清掃、浴槽水の換水 | 毎日　営業終了後 | 担当（　　　　） |
| ○浴槽水の消毒  　・残留塩素濃度の測定と結果記録  　　（塩素注入量の調整） | 毎日○時、△時、□時、◇時  （営業時間中は0.4mg／ℓ） | 担当（　　　　） |
| ○消毒装置（塩素自動注入器）の確認  　・薬剤残量の確認と注入弁の清掃  　・機器点検 | 毎日　営業終了後  例）毎月○日 | 担当（　　　　）  業者依頼  （　　　　　　） |
| ○循環ろ過装置の清掃  　・ろ過器の逆洗浄  　・ろ材の交換 | 毎週○曜日（１週間に1回以上）  例）毎年○月、△月、□月、△月 | 担当（　　　　）  業者依頼  （　　　　　　） |
| ○循環系統の清掃  　・集毛器の清掃（・消毒）  　・循環配管（ろ過器含む）の消毒  　・循環配管の生物膜除去  　・循環ろ過装置の機器点検 | 毎日　営業終了後  毎週○曜日（１週間に1回以上）  毎年　○月（1年に1回以上）  例）毎月○日 | 担当（　　　　）  担当（　　　　）  業者依頼  （　　　　　　）  業者依頼  （　　　　　　） |
| ○回収槽の清掃  （回収槽水を浴用に供する場合）  ・回収槽内部の壁面の清掃・消毒  ・回収槽水の消毒 | 例）毎週○曜日（頻繁に行う）  残留塩素濃度常時0.4mg／ℓ以上 | 担当（　　　　）  担当（　　　　） |
| ○水質検査の実施  　・浴槽水    ・原湯、原水、上がり用湯、上がり用水（水道水以外の場合） | 毎年○月(１年に１回以上)  毎年○月（１年に1回以上） | 業者依頼  （　　　　　　）  業者依頼  （　　　　　　） |
| ○水位計配管の消毒 | 毎週○曜日（１週間に１回以上） | 担当（　　　　） |
| ○シャワーの確認  　・通水  　・ヘッドとホースの点検  　・ヘッドとホースの洗浄・消毒 | 毎週○曜日（１週間に1回以上）  毎年○月、△月(1年に2回以上)  毎年○月（１年に1回以上） | 担当（　　　　）  担当（　　　　）  担当（　　　　） |

③循環系統以外（循環ろ過を使用しない浴槽）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施項目 | 実施時期（頻度） | 実施者 |
| ○浴槽の清掃、浴槽水の換水 | 毎日　営業終了後 | 担当（　　　　） |
| ○浴槽水の消毒を行う場合  　・残留塩素濃度の測定と結果記録  　　（塩素注入量の調整） | 毎日○時、△時、□時、◇時  （営業時間中は0.4mg／ℓ） | 担当（　　　　） |
| ○加温を行う場合  　・熱交換配管の生物膜除去、消毒 | 毎年○月（１年に１回以上） |  |
| ○水質検査の実施  　・浴槽水    ・原湯、原水、上がり用湯、上がり用水（水道水以外の場合） | 毎年○月(１年に１回以上)  毎年○月（１年に1回以上） | 業者依頼  （　　　　　　）  業者依頼  （　　　　　　） |
| ○水位計配管の消毒 | 毎週○曜日（１週間に１回以上） | 担当（　　　　） |
| ○シャワーの確認  　・通水  　・ヘッドとホースの点検  　・ヘッドとホースの洗浄・消毒 | 毎週○曜日（１週間に1回以上）  毎年○月、△月(1年に2回以上)  毎年○月（１年に1回以上） | 担当（　　　　）  担当（　　　　）  担当（　　　　） |

４　入浴者に対する制限

　　　浴槽に入る前に石鹸等を用いて身体をよく洗うなど、入浴者に衛生上の注意を喚起する。

５　水質検査の結果、規則で定める基準に適合していないことが判明した場合

　①　入浴施設の使用を中止するなど利用者の安全確保に努める。

　②　レジオネラ属菌の検査結果が基準に適合していない場合、速やかに所轄行政機関に報告する。

６　レジオネラ症患者が発生した場合

衛生管理責任者は、直ちに所轄行政機関に通報し、その指示に従うとともに、経営責任者へ報告する。

　①　浴槽、循環ろ過装置等施設の現状を保持する。

　②　入浴施設の使用を中止する。

　③　独自の判断で浴槽内等への消毒剤の投入を行わない。